

河野太郎外相が電話会談をしたと
いうことが最近、よくニュースで取
り上げられるからでしょうか、電話
会談とはどうやるのですかという質
問をよくいただきます。

電話会談は、まず、どういう用件
で、何時から外相同士で電話会談を
しようというふうなことを双方で打ち合
わせをして決めるところから始まりま
す。日韓や日中の場合は時差もほと
んどないので時間は問題ではありません
が、アメリカやヨーロッパなど
の場合はどうちらかが朝早くあるいは
夜遅くなってしまうこともあります。

双方が運よく役所の大臣室にいる
こともあります、片方が飛行機に
乗つたり、出張先にいたり、と
いうこともしばしばあり、その場合
は何番の電話にかけたらよいのかと

いう確認もしなければなりません。

電話会談といつても受話器を持っ
て、もしもしとやるわけではあります。

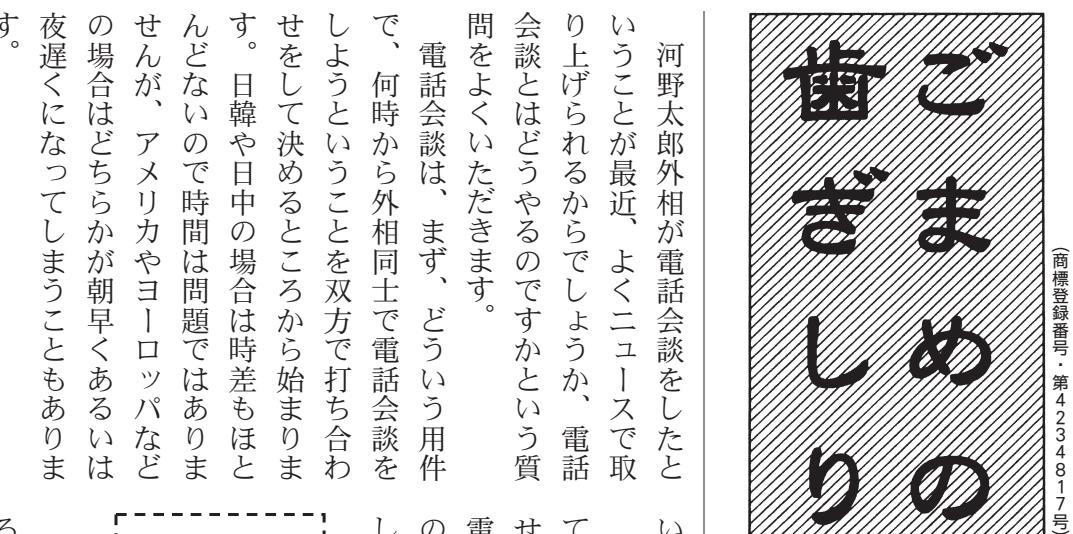
電話を前に、外務大臣以下関係部局
の人間がテーブルを囲んで耳を澄ま
しているところを想像してください。

英語圏の場合でも専門用語が多い
貿易・通商関係の場合は、念のため
に通訳を入れます。アメリカのライ
トハイザーや通商代表との会談は、雑
談しているときは英語ですが、本題

電話会談

相手が英語の場合は通訳なしでや
る場合が多いのですが、相手が英語
以外の場合は通訳が入ります。その
場合は、外務省の通訳が私の隣に座つ
て、私の話す日本語をマイクに向け
て通訳していきます。相手の話す言
葉は、相手国が日本語の通訳を用意

に入ると私は日本語に切り替えます。
通訳が入っていると、相手が想定
外の質問をしてきたときなどに、通
訳している時間にメモを入れてもらつ
たりすることができます。利点は
あります。しかしとマイクに向かって話をして
いない時など、何を言つていてか聞
き取れず、何度も聞き返すこともあります。



－第53号－ 河野太郎事務所

ツイッター @konotarogomame
電子メール tarokono1963@gmail.com
ホームページ http://www.taro.org/
自民党神奈川県第15選挙区支部

平塚事務所
〒254-0811 平塚市八重咲町26-8
TEL 0463-20-2001 FAX 0463-20-2002

茅ヶ崎事務所
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3-2F
TEL 0467-86-2001 FAX 0467-86-2002

議員会館
〒100-8982 千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館1103号室
TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

大学で、ジョージタウン大学だけが
ちゃんとした教育機関ということになります。だから彼によれば、私は
ちゃんとした教育を受けた初めての
日本の外務大臣で、彼はちゃんとし
た教育を受けた初めてのアメリカの
通商代表ということになります。(笑)
英語で電話会談をやる場合でも、
相手が英語のなまりが強くてわかり
にくい時は、無理せずに通訳を入れ
ます。相手のなまりが強く、しかも
きちんとマイクに向かって話をしても
いいない時など、何を言つているか聞
き取れず、何度も聞き返すこともあります。

ちなみにライトハイザーや通商代表
は、私と同じワシントンDCのジョー
ジタウン大学の卒業生で、母校にと
てもなく誇りを抱いています。彼
にかかると、ハーバード大学もスタ
ンフォード大学もどうしようもない
ことが大切です。

核兵器禁止条約と核廃絶決議

核兵器禁止条約について、なぜ日本政府は唯一の被爆国なのに署名できなかつたのかと、多くの方から聞かれます。

核兵器は、いつたん使われると広い範囲で多大な惨禍をもたらします。核兵器の使用に人道的なものはありません。唯一の被爆国として誰よりもそれを知る我が国が核兵器の廃絶を目指すのは当然ですし、今後もそれは変わりません。一方で、核兵器の脅威が未だ現実に存在する状況において、あらゆる手段を講じて国民の生命・財産を守ることは、政府として当然の責務です。核軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の二つの観点が常に重要です。

人道の観点からいえば、核兵器禁止条約が目指す核兵器の廃絶という目標は、我が国ももちろん共有しています。しかしこの条約には、米国、ロシア、英国、フランス、中国といつ

く日本が、自ら核抑止力を保有する選択肢はありません。国民の生命と財産を守るために、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力に頼る以外ないのが現実です。

た核兵器国が反対しています。現実的には核兵器国を動かす必要があります。残念ながらこの条約ではそれができません。また、現実の安全保障の観点を踏まえていないことから、日本や韓国、ドイツをはじめとしたNATO諸国といった核兵器の脅威に晒されている非核兵器国からの支

持も得られていません。核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約の採択に賛成した国は、中南米、大洋州やアフリカなど、核兵器の直接の脅威に晒されていない国がほとんどでした。

このままでは、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、非核兵器国同士の間ですら隔たりを深めることとなりかねません。

安全保障の観点でいうと、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の進展は、我が国を含め、この地域と国際社会

全体の平和と安定にとって、これまでに核軍縮、核廃絶を実現するためには核兵器国を動かす必要があります。北朝鮮は先日も、「日本を沈める」といった声明を出しました。戦後こ

こまで明確な形で我が国の安全を脅かす言動を行ったのは、北朝鮮が唯一かつ初めてです。核兵器の使用を

ほのめかす北朝鮮のような存在にその使用を思いとどまらせるには、もし核を使えば自らも同様の、あるいは、それ以上の堪え難い報復にありと認識させることができます。こうした考え方を抑止といいます。北朝鮮のように、実際に核兵器の使用をほのめかし、多数のミサイルの発射すら行いかねない相手に対しても、通常兵器だけで抑止を効かせることは困難であり、核兵器による抑止はどうしても必要となります。さりと核兵器を違法なものとして、直ちにその廃棄を各国に求める核兵器禁止

条約は、核兵器廃絶に向けた我が國の命や財産が危険に晒されても構わない、結果として、日本国民の命や財産が危険に晒されても構わなければなりません。これでは、北朝鮮のような相手に対して誤ったメッセージを送ることとなりかねません。

国民の生命と財産を守る責任を有する政府としては、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に核軍縮を前進させる道筋を追求していく必要があると考えております。

の考え方とは異なるものであり、この条約に署名することはできません。

では、地道に核軍縮を進める道筋とはどんなものでしょうか。核兵器廃絶を目指す上で、まずは、世界に一万六千発程あるとされている核兵器を、米国、ロシア、中国といった核兵器国が実際に削減していくことが必要です。そして、その数が極めて低くなつた時点で、核兵器の廃絶を目的とした法的な枠組みを導入することが最も現実的ではないかと考えています。その場合には、核兵器が確実に廃棄されたか、再び生産されていないか等を国際的にきちんと検証できる仕組みも必要です。

こうした現実的な道筋を歩んでいくためには、核兵器国と非核兵器国、また、非核兵器国との間での信頼関係の再構築を行うことが重要です。そのため、我が国は、率先して立場の違う国々の間の橋渡しの役割を果たし、核兵器国もしつかり巻き込む形で現実的かつ実践的な取組をリードすべく、粘り強く取り組んでいます。先般、国連で米英仏の賛成を得て可決された我が国提出の核兵器

廃絶決議もまさにこうした考えに基づく取組のひとつです。

この核廃絶決議案は、一九九四年に日本が「究極的核廃絶決議」を初めて国連に提案し、採択されました。その時の外務大臣は、河野洋平外務大臣でした。

核兵器国が実際に削減していくことが必要です。そして、その数が極めて低くなつた時点で、核兵器の廃絶を目的とした法的な枠組みを導入することが最も現実的ではないかと考えています。その場合には、核兵器が確実に廃棄されたか、再び生産されないか等を国際的にきちんと検証できる仕組みも必要です。

今年、核軍縮に関する課題は二つありました。

一つは北朝鮮が再び核実験を行い、また、ミサイルの発射を繰り返すといた脅威の中で、現実的にどうすれば核軍縮を進めていくことができるだろうかということ。

もう一つは、前述のように、核兵

器禁止条約が七月に採抲されるなかで、核兵器国と非核兵器国との間で核軍縮の進め方を巡つて対立が深まり、非核兵器国の中でも、それぞれの国が置かれた安全保障環境によつて立場の違いが明確になつてきています。そのため、今年の決議案は、深

くひろめたことは評価されるべきですが、核兵器国が一つも参加しなければ、現実的な核軍縮は進みません。こうしたことから、日本は、今回の決議案に関して、大きく二つの目標を掲げました。

一つは、立場の異なる国々の間の橋渡しを行い、「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会が一致団結して取り組むための共通の基盤を提供したいとの観点から、一か国でも採決で棄権したイギリスも原共同提案国に名を連ね、同様に二年棄権したフランスも今年は採決で賛成に回りました。五つある核兵器国の中二つが原共同提案国となり、三つが

採決で棄権した。そして、昨年、決議案提出後に共同提案国となつたアメリカは、今年は決議案提出時の原共同提案国になりました。さらに、昨年まで二年間採決で棄権したイギリスも原共同提案国となり、同様に二年棄権したフランスも今年は採決で賛成に回りました。五つある核兵器国の中二つが原共同提案国となり、三つが

採決で棄権した。さらに、核兵器禁止条約の採抲に賛成した国の中から一八か国が原共同提案国となり、八六か国が日本の決議に賛成してくれました。

また、自らを取り巻く安全保障環境を理由に核兵器禁止条約に参加しなかつたドイツ、イタリア、トルコ、ポーランド、スペイン、エストニア、フィンランド、ジョージア、ラトビア、リトアニアなどに加えてオース

トラリアも原共同提案国に加わり、日本の他、四五か国が原共同提案国となりました。その後も共同提案国は増え続け、最終的に七七か国となりました。

採決の結果、全体で一四四か国が賛成し、（ロシア、中国、北朝鮮、シリアの四か国が反対）、今年も決議案が採択されました。

一部の報道で、この決議案が核兵器禁止条約に触れていないことを批判したものがありました。

核兵器禁止条約が理想を掲げると同時に核軍縮に関する認識を国際社会に広める役割を果たしているのに對し、この決議案は実際に核兵器を保有している核兵器国（核軍縮への決意を再確認すると同時に、現実的な核軍縮に向けて、国際社会が一體となつて一歩ずつ歩みを進めようとするものです。

二つの違つたアプローチではあります

がどちらも核軍縮を進めようと

しているわけですし、日本の決議案及していいるのですから、核兵器禁止条約に触れていないことだけをもつて批判するのは的外れだと考えてい

ます。

ます。

国連総会第一委員会で採決された決議案は日本が提出した決議案だけではありません。今回、国連加盟国から提出され、採決された決議案の中で、核兵器禁止条約に触れた決議案はいくつもあります。そのなかで日本の決議案が核兵器国と核兵器禁止条約に賛成した非核兵器国、また、

賛成しなかつた非核兵器国を含む形で最も賛成票を多く集めました。日本の決議案が、国際社会で最も広く支持されていることがわかります。

今後、我が国としては、NPT（核兵器不拡散条約）やCTBT（包括的核実験禁止条約）、FMCT（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）といった核兵器国も非核兵器国も参加する取組を着実に実施していくべく、各国への働きかけを強めていきます。

日本デンマーク外交 関係樹立一五〇周年

私は、日本デンマーク友好議員連盟の会長を務めています。

今年二〇一七年は、日本デンマーク外交関係樹立一五〇周年の記念の年です。日本とデンマークの修好条

約は、徳川幕府が諸外国と締結した最後の条約となりました。將軍徳川慶喜が日本を代表して署名していますが、「源慶喜」と署名しています。

この条約の原本は、日本では関東大震災で焼失してしまいましたが、デンマークに残っていた原本の精密なコピーが作られて、一五〇周年を記念して日本に寄贈されました。

日本からは皇太子殿下がデンマークを訪問され、私も友好議員連盟の会長としてゴールデンウイークにコペンハーゲンで催された桜祭りに出席し、デンマークの自治領であるグリーンランドとフェロー諸島を訪問しました。

本年一一月下旬には、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第一回会合を広島市で開催します。こ

の分野で優れた識見を持つ有識者のもその点「様々なアプローチ」と言及しているのですから、核兵器禁止条約に触れていないことだけをもつて批判するのは的外れだと考えてい

ストラリアのタスマニア島出身で、シドニーオリエンピックを訪れていたフレデリック皇太子に皇太子とは知らずにバーで出会ったことからやがてご結婚することになりました。

写真はフレデリック皇太子殿下ご夫妻を記念式典にお迎えする私とサムエルセン・デンマーク外相（左端）です。



平塚事務所移転のお知らせ

平塚事務所が下記所在地に移転となりました。お近くにお越しの際にはぜひお立ち寄りください。

《事務所移転先》

〒254-0811
平塚市八重咲町26-8
TEL : 0463-20-2001
FAX : 0463-20-2002